

規程・方針

Regulations and Policy

第0条 (用語の定義)

本規程において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- **International Cheese Evaluation Standard (ICES)**

チーズ製品そのものの品質・状態・完成度を絶対値により評価する国際鑑評基準

- **Sensory Evaluation Applied Standard (SEAS)**

人間の感覚および状況に基づき、美味しさを設計・評価する官能適用評価基準

- **Three-Dimensional Composition Theory (TDC)**

視覚・空間・味覚・香気の統合による構造設計理論

- **認証**

CAFAJ が定める基準に基づき、能力または品質が一定水準を満たしていることを証明する行為

- **関係者**

本規程の適用対象となるすべての個人および法人

第1条 基本理念 (Fundamental Principles)

一般社団法人 Cheese Art Fromager Association of Japan (以下、CAFAJ) は、チーズを単なる食品としてではなく、文化・技術・感性の統合体として捉え、その社会的価値を構造的に提示する文化研究教育機関です。

本規程は、CAFAJ が実施する教育・評価・職業認証に関するすべての活動において、公正性・透明性・再現性を確保し、国際的枠組みに準拠した運用を行うために定めるものです。

また、CAFAJ は、国際的な標準化思想および文化発信の理念を踏まえ、持続可能な食文化の形成と社会への貢献を目的とし、責任ある制度運営を行います。

第2条 国際標準との関係 (International Framework Alignment)

CAFAJ のすべての制度および活動は、以下の国際的枠組みおよび理論に準拠し、またはそれらを応用して構築されています。

- **International Cheese Evaluation Standard (ICES)**

チーズ製品そのものの品質・状態・完成度を絶対値により評価する国際鑑評基準

- **Sensory Evaluation Applied Standard (SEAS)**

人間の感覚および状況に基づき、美味しさを設計・評価する官能適用評価基準

- **Three-Dimensional Composition Theory (TDC)**

視覚・空間・味覚・香気の統合による構造設計理論

これらは、評価・教育・表現の一貫性を担保するための基盤として位置付けられ、CAFAJの制度運用において統合的に適用されます。

第3条 適用範囲 (Scope of Application)

本規程は、以下のすべての関係者に適用されます。

- CAFAJ 会員（受講者・認証取得者を含む）
- CAFAJ 職業認証制度に関わる認証者および受験者
- 講師・審査員・運営関係者
- CAFAJ の名称・ロゴ・制度を利用する法人および個人
- 既存の検定資格または認定資格の保有者

本規程に基づき、すべての関係者は、CAFAJ の理念および制度趣旨を理解し、適切な行動を行う責任を負います。

第4条 行動規範 (Code of Conduct)

CAFAJ に関わるすべての関係者は、以下の行動規範を遵守しなければなりません。

(1) 知的財産および名称使用

CAFAJ が提供する教育内容、理論、教材、評価手法、ならびに名称およびロゴは、すべて適切に管理される知的資産です。

これらを無断で複製、転載、改変、または商用利用することを禁止します。

また、CAFAJ の名称・資格名称・ロゴの使用は、定められた規定および承認手続きに基づき行うものとします。

(2) 教育・技術の適正利用

CAFAJ において習得した技術および知識は、正規の教育体系および制度の範囲内において使用されるべきものです。

無断での教育活動、体系外での指導、または誤解を招く形での使用を禁止します。

※「体系外」とは、CAFAJ が定める公式教育体系および認証制度に基づかない指導を指します。

(3) 倫理および社会的責任

関係者は、他者および関連団体に対する誹謗中傷、信用を損なう行為、不適切な情報発信を行ってはなりません。

また、社会的責任を自覚し、チーズ文化および食文化の健全な発展に寄与する行動を求めます。

(4) 公的活動および商用利用

CAFAJ の制度、認証、評価結果、名称等を用いて商用活動または公的発信を行う場合は、事前に所定の申請および承認を必要とします。

表示内容については、誤認や誇張を避け、正確かつ適切に表現しなければなりません。

第5条 運用・管理規程 (Governance and Administration)

本規程の最終的な運用責任および意思決定は、CAFAJ 理事会に帰属します。

(1) 承認および申請

各種使用許可、認証表示、商用利用に関する申請は、定められた手続きに基づき審査・承認されます。

(2) 違反時の対応

本規程に違反した場合、是正指導、資格の停止または取消、名称使用の制限等の措置が講じられる場合があります。

第6条 (審査の独立性および利益相反)

CAFAJ が実施する以下の審査においては、公正性および中立性を確保するため、独立した判断に基づき実施されるものとします。

- ・ チーズ製品の評価 (ICES に基づく鑑評)
- ・ 品質認証 (JCQM)
- ・ 職業認証に関わる試験および評価
- ・ その他 CAFAJ が実施する審査・評価全般

1. 審査は、特定の個人・団体の利益に影響されない独立した判断に基づき行う
2. 審査員は、対象との利害関係がある場合、当該審査に関与してはならない
3. 評価結果は、恣意的に操作されてはならない

第7条 (責任の範囲および免責)

1. CAFAJ が実施する評価および認証は、当該時点における基準適合性を示すものであり、製品の安全性または将来的品質を保証するものではありません。
2. 認証を受けた製品または活動に関する最終的な責任は、当該製造者または実施主体に帰属します。
3. CAFAJ は、認証または評価結果の利用により生じた損害について、故意または重大な過失がない限り責任を負わないものとします。

第8条（継続教育および更新）

CAFAJ は、認証制度の信頼性を維持するため、必要に応じて以下を実施する場合があります。

- 継続的な研修の受講義務
- 認証の更新制度
- 能力維持確認のための評価

第9条（規程の改訂）

本規程は、社会状況および国際的枠組みの変化に応じて、必要に応じて改訂されます。改訂後の規程は、CAFAJ が定める方法により公表し、その時点より効力を有するものとします。

第10条（準拠法および管轄）

本規程は日本法に準拠し、本規程に関して生じた紛争については、日本国内の管轄裁判所を専属的合意管轄とします。

第11条（施行日）

本規程は、2026年4月1日より施行する。
改訂履歴は別途管理し、公表するものとする。

■ 総括

本規程は、CAFAJ が文化研究教育機関としての責任を果たし、国際的整合性を備えた制度運営を行うための基盤です。
すべての関係者は、本規程の趣旨を理解し、チーズ文化の発展および社会的価値の向上に寄与することが求められます。

■ CAFAJ ロゴ使用規程

Logo Usage Policy

第1条（目的）

本規程は、Cheese Art Fromager Association of Japan（以下、CAFAJ）の名称およびロゴマークの適正な使用を定めることにより、ブランド価値の保護および社会的信用の維持を目的とします。

第2条（対象）

本規程は、以下に該当するすべての者に適用されます。

- CAFAJ 会員および認証取得者
- 講師・審査員・関係者
- 提携企業・団体
- CAFAJ ロゴの使用を希望する法人および個人

第3条（ロゴの定義）

本規程におけるロゴとは、以下を指します。

- CAFAJ 公式ロゴ（文字ロゴ・シンボルマーク）
- 認証表示ロゴ（CAFA 認証表記を含む）
- 関連イベントロゴ（FROMAGER JAPAN 等）

これらはすべて CAFAJ が管理する知的資産とします。

第4条（使用原則）

ロゴの使用は、以下の原則に基づき行うものとします。

1. 正確性の保持（形状・色・比率の変更禁止）
2. 品位の維持（ブランド価値を損なわない使用）
3. 誤認防止（公式関係の範囲を明確にする）

第5条（使用許可）

ロゴの使用は、以下のいずれかに該当する場合に限り認められます。

(1) 自動許可範囲

- 自身の認証資格の表示（名刺・プロフィール等）
- CAFAJ が提供する公式フォーマット内での使用

(2) 申請許可が必要な場合

- 商用利用（商品・サービスへの表示）

- 広告・販促物への掲載
- イベント・媒体での使用
- 第三者への再提供

これらは事前に CAFAJ への申請および承認を必要とします。

第 6 条（禁止事項）

以下の行為を禁止します。

- ロゴの改変（色変更、変形、装飾追加 等）
- 認証範囲を超えた使用
- 誤解を招く表示（公式認定の誤認）
- 品位を損なう媒体への掲載
- 無断での商用利用

第 7 条（表示ルール）

ロゴを使用する場合は、以下を遵守するものとします。

- 指定されたデータ形式を使用すること
- 最小サイズおよび余白規定を守ること
- 必要に応じて「CAFA 認証」等の正式表記を併記すること

第 8 条（知的財産権）

CAFAJ ロゴに関するすべての権利は CAFAJ に帰属します。
使用許可は権利の譲渡を意味するものではありません。

第 9 条（違反時の措置）

本規程に違反した場合、以下の措置を講じる場合があります。

- 使用停止の指示
- 是正要求
- 認証資格の停止または取消
- 損害に応じた対応

第 10 条（改訂）

本規程は、必要に応じて改訂されます。

改訂後は速やかに公表され、以降の使用に適用されます。

第 11 条（使用料および条件の明確化）

ロゴの商用利用に関しては、CAFAJ は別途使用条件および使用料を定める場合があります。

当該条件は個別契約または別規程により提示されるものとします。

■ JCQM 認証マーク運用規程

Japan Cheese Quality Mark Operational Policy

第1条（目的）

本規程は、Cheese Art Fromager Association of Japan（以下、CAFAJ）が運用する品質表示制度「Japan Cheese Quality Mark（以下、JCQM）」の適正な運用を定めることにより、日本におけるチーズ品質の可視化および社会的信頼の確立を目的とします。

第2条（制度の位置付け）

JCQM は、以下に基づき運用される品質表示制度です。

- **International Cheese Evaluation Standard (ICES)** による絶対値評価
- 国際的枠組みに準拠した評価・審査プロセス
- 公正性・再現性・透明性を担保する運用体系

本制度は、順位付けではなく、品質水準を示す客観的指標として機能します。

第3条（適用対象）

本制度は、以下に該当するチーズ製品に適用されます。

- 日本国内で製造されたナチュラルチーズ
- CAFAJ が実施または承認する鑑評会に出品された製品
- 所定の評価基準を満たした製品

第4条（評価方式）

評価は、ICES に基づく**絶対値評価方式**により行われます。

評価は以下の観点を含みます。

- 外観および構造の健全性
- 香りの清潔性およびタイプ適合性
- 味覚バランスおよび完成度
- 熟成状態と意図の整合性

これらの総合評価により、製品の品質水準が決定されます。

第5条（認証区分）

評価結果に基づき、以下の区分で認証されます。

- **Gold（ゴールド）**：極めて高い品質水準
- **Silver（シルバー）**：高い品質水準
- **Bronze（ブロンズ）**：一定の品質水準

本区分は、点数に基づく基準値により決定されます。

第6条（認証マークの付与）

認証された製品には、対応する JCQM マークの使用が許可されます。

- 認証マークは、評価結果を示す公式表示とする
- マークには認証年度を付記する
- 表示は製品単位で行う

第7条（使用条件）

認証マークの使用は、以下の条件に基づき許可されます。

- 対象製品に限り使用すること
- 認証内容を正確に表示すること
- 指定されたデザインおよび形式を遵守すること

また、使用期間および媒体は CAFAJ の定めに従うものとします。

第8条（使用許諾および管理）

認証マークの使用は、CAFAJ による許諾のもとで行われます。

- 使用にあたっては所定の申請手続きを行うこと
- 必要に応じて使用料を設定する場合がある
- 使用状況は CAFAJ により管理・監督される

第9条（禁止事項）

以下の行為を禁止します。

- 認証対象外製品への使用
- 表示内容の改変または誤認を招く表現
- マークの転用または第三者への提供
- 品質評価と無関係な用途での使用

第10条（違反時の措置）

本規程に違反した場合、以下の措置を講じる場合があります。

- 使用許可の停止または取消
- 認証の無効化
- 公表による是正措置
- その他必要な対応

第 11 条（制度の意義）

JCQM は、単なる評価結果の表示ではなく、日本のチーズ品質を国際的視点において可視化し、生産者・流通・消費者をつなぐ品質インフラとして機能するものです。

第 12 条（監査および是正）

CAFAJ は、認証マークの使用状況および対象製品の適合性について、必要に応じて確認および監査を行うことができるものとします。

不適切な使用または不適合が確認された場合、是正措置の要求、認証の見直し、または使用停止措置を講じる場合があります。

第 13 条（責任範囲の明確化）

JCQM は品質水準の可視化を目的とするものであり、製品の安全性または継続的品質を保証するものではありません。

■ 職業認証制度 細則

Professional Certification System Regulations

第1条（目的）

本細則は、Cheese Art Fromager Association of Japan（以下、CAFAJ）が運用する職業認証制度（以下、本制度）の適正な実施を定めることにより、チーズに関わる専門人材の能力を公正かつ客観的に評価し、社会における信頼性の確立を目的とします。

第2条（制度の位置付け）

本制度は、単なる知識認定ではなく、以下の能力を評価対象とする職業認証制度です。

- 判断能力（評価・選定）
- 構成能力（設計・表現）
- 応用能力（状況適応）

また、本制度は国際的枠組みに準拠した人材評価の考え方を踏まえ、実務における再現性および説明可能性を重視して構築されています。

第3条（評価基準の構造）

本制度における評価は、以下の基準に基づき行われます。

- **International Cheese Evaluation Standard (ICES)**
製品品質の客観評価
- **Sensory Evaluation Applied Standard (SEAS)**
対象・相性・構造・方法・状態に基づく人間中心評価
- **Three-Dimensional Composition Theory (TDC)**
視覚・空間・味覚・香気の統合的構成理論

これらを統合し、理論と実務の両面から能力を評価します。

第4条（認証区分）

本制度における認証は、以下の専門分野により構成されます。

- アルティザン・フロマジェ（販売・提供）
- アフィヌール・フロマジェ（熟成）
- クレミアエ・フロマジェ（製造）
- フロマジェ・クレアトゥール（構成・表現）

各分野は上下関係を持たず、同一価値・同一位相の専門領域として位置付けられます。

第5条（認証名称）

本制度に基づく認証は、以下の形式で付与されます。

- 日本語表記：〇〇 CAFA 認証
- 英語表記：CAFA Certified 〇〇
- 仏語表記：〇〇 Certifié CAFA

また、基礎資格として以下を設けます。

- チーズエキスパート（チーズ鑑評士®）

第6条（受験資格）

受験資格は、各認証分野およびレベルに応じて定められます。

- 所定の教育課程の修了
- 必要に応じた実務経験
- 倫理規範の遵守

詳細は各試験要項に定めるものとします。

第7条（評価方法）

評価は、以下の方法により実施されます。

- 筆記試験（知識および理解）
- 実技試験（構成・提供・判断）
- ケース評価（判断力および応用力）

必要に応じて、口頭試問またはプレゼンテーションを含む場合があります。

第8条（認証の付与）

所定の評価基準を満たした者に対し、CAFAJ は認証を付与します。

認証は、能力が基準を満たしていることを示すものであり、順位や優劣を示すものではありません。

第9条（認証の有効性）

認証は、取得時点における能力の証明とします。

必要に応じて、継続的な研修または更新制度を設ける場合があります。

第10条（認証者の責務）

認証取得者は、以下の責務を負います。

- 本制度の理念および規程の遵守
- 社会に対する適切な情報発信
- チーズ文化の発展への寄与

第 11 条（不正行為の禁止）

以下の行為を禁止します。

- 試験における不正行為
- 虚偽の経歴表示
- 認証の不適切な使用

第 12 条（違反時の措置）

本細則に違反した場合、以下の措置を講じる場合があります。

- 認証の停止または取消
- 再受験の制限
- 公表による是正措置

第 13 条（制度の意義）

本制度は、チーズに関わる専門人材の能力を社会に対して明確に示し、産業・教育・文化の各領域における信頼性の基盤を形成するものです。

第 14 条（改訂）

本細則は、社会状況および国際的動向に応じて、必要に応じて改訂されます。

第 15 条（利益相反の回避）

試験、評価、審査に関与する者は、受験者または関係者との間に利害関係がある場合、その関与を回避しなければなりません。

また、評価の公正性に影響を及ぼす可能性のある関係性については、事前に申告し、必要に応じて関与の制限を受けるものとします。

■ 倫理規程

Code of Ethics

第1条（目的）

本規程は、Cheese Art Fromager Association of Japan（以下、CAFAJ）に関わるすべての者が遵守すべき倫理的指針を定めることにより、チーズ文化の発展と社会的信頼の確立を目的とします。

第2条（基本姿勢）

CAFAJに関わるすべての関係者は、以下の基本姿勢に基づき行動するものとします。

- 知性に基づく判断
- 感性に基づく理解
- 品性に基づく行動

これらは、教育・評価・表現のすべてにおける基盤とします。

第3条（文化的責任）

関係者は、チーズを文化として捉え、その歴史的背景、地域性、伝統的技術を尊重し、適切に継承・発信する責任を負います。

また、文化の多様性を尊重し、特定の価値観の押し付けを行ってはなりません。

第4条（公正性および中立性）

評価・教育・認証に関わるすべての活動は、公正かつ中立的に行われなければなりません。

- 個人的利益による判断の歪曲の禁止
- 関係性による不当な優遇の禁止
- 評価結果の恣意的操作の禁止

第5条（誠実性）

関係者は、常に誠実に行動し、以下を遵守するものとします。

- 正確な情報の提供
- 虚偽・誇張の禁止
- 専門性に基づく発言

第6条（専門性の維持）

認証取得者および関係者は、自らの専門性の維持・向上に努め、継続的な学習および実践を行う責務を負います。

第7条（社会的責任）

関係者は、自らの行動が社会に与える影響を認識し、以下を遵守するものとします。

- 食文化の健全な発展への寄与
- 消費者に対する誠実な対応
- 環境および持続可能性への配慮

第8条（関係者間の尊重）

関係者は、互いの専門性および立場を尊重し、以下を遵守するものとします。

- 誹謗中傷の禁止
- 不当な批判の禁止
- 建設的な対話の推進

第9条（情報の取り扱い）

関係者は、業務上知り得た情報を適切に管理し、無断で第三者に開示してはなりません。また、個人情報および機密情報の保護を徹底するものとします。

第10条（制度の尊重）

関係者は、CAFAJの制度および規程を尊重し、その趣旨に基づき行動する責務を負います。

第11条（違反時の対応）

本規程に違反した場合、状況に応じて以下の措置を講じる場合があります。

- 指導・是正要求
- 認証の停止または取消
- 関係資格の制限

第12条（倫理の意義）

本規程は、単なる行動制限ではなく、チーズ文化に関わる専門家としての在り方を定めるものです。

第13条（改訂）

本規程は、社会状況および文化的要請に応じて、必要に応じて改訂されます。

第14条（利益相反の回避）

評価・教育・認証・試験に関与する者は、対象者または関係者との間に利害関係がある場合、その関与を回避しなければなりません。

また、判断に影響を及ぼす可能性のある関係性については、事前に申告しなければなりません。